

〈修士論文要旨〉

戦国期の豊前国における在地領主について

—宇佐郡衆についての一考察—

* 山 根 一 史

序 章 はじめに

第一章 宇佐郡衆の性格と構造—宇佐郡衆における佐田氏の地位—

(一) 序説

(二) 大内時代(南北朝～天文二十年)

(三) 大内・大友両属時代(天文二十年～弘治三年)

(四) 大友時代(弘治三年～)

第二章 宇佐郡衆と「方角衆」「方角之儀」

(一) 「方角衆」「方角之儀」研究の成果

(二) 宇佐郡衆と「方角衆」の関係

終 章 おわりに

外山幹夫氏¹によれば、戦国大名大友氏の軍事組織は①領国内の家臣間にみられた地域結合や主従関係の利用と②大友氏の創設に関わる組織に大別されるという。このうち①に分類されるものには「一揆」「寄合」「衆」があるとしている。同氏は「一揆」を名主層で構成される組織集団、「寄合」を下作職を有す土豪層によって構成された血縁

共同体、「衆」を国人層で構成されるより広域な組織集団とされている。このうち「寄合」「衆」についてはいくつかの具体例も列挙されている。

ところが、ここに挙げられた「寄合」「衆」については若干の考察が加えられているのみでそれぞれの性格や構造については十分検討されていない。昔見の及ぶ限り大友氏の「衆」や「寄合」を主題として取り上げた研究としては渡辺澄夫氏²、芥川龍男氏³、山崎嘉照氏⁴、有川宣博氏⁵など数例が認められるのみで十分な検討がなされているとはいえない。

それに加えて戦国期大友領国下には藤木久志氏⁶、木村忠夫氏⁷、三重野誠氏⁸等によって提唱された「方角衆」と呼ばれる地域結合の概念がある。「方角衆」については「ある地域の不特定多数の在地領主群の一括呼称とみられるとともに、(中略)方角衆と呼ばれるもの相互間における、申談・相談・添心・助言など、方角之儀・相互之儀関係を成立させ、それに拘束され、それによって緩やかな関係に結ばれた、在地領主層の地域的結集の一形態」⁹あるいは「合戦時における談合と

軍忠を要請するための合戦地域の特定集団¹⁰⁾ というような評価がなされている。

しかし、これらの先行研究からは「方角衆」が外山氏以来指摘されてきた「衆」とイコールの関係なのかそれとも全く別の存在になるのか判断としない部分がある。

そこで、本稿では豊前国宇佐郡に存在した宇佐郡衆を例に、「衆」の性格や構造を再考するとともに「衆」と「方角衆」の関係も併せて考え、「衆」を通して戦国期大友領国における在地社会の様相の復原を試みることを目的とした。

第一章では「宇佐地方における在地の中心人物」¹¹⁾「宇佐郡衆の筆頭」と呼ばれた佐田氏（本姓宇都宮氏）の地位の変遷について考えた。これは宇佐郡衆の中心的存在であったといわれる佐田氏の地位の変遷をみることは他の郡衆構成員や大名権力（大内・大友）との関係を相対的に捉えることができ、宇佐郡衆の構造や性格を考えるのに有効と考えたためである。

さて、郡衆内における佐田氏の優位性については、すでに西村圭子氏が「大内氏の奉行・郡代体制への参加が宇佐郡における優越的地位の確立、しいては宇佐郡衆の把握につながった」と指摘されている¹²⁾。しかし、必ずしも郡代の地位が絶対的でなかったと推測できる史料がある（後述）。

そこで、本稿では①大内時代（南北朝～天文二十年）、②大内・大友両属時代（天文二十年～弘治三年）、③大友時代（弘治三年～）の

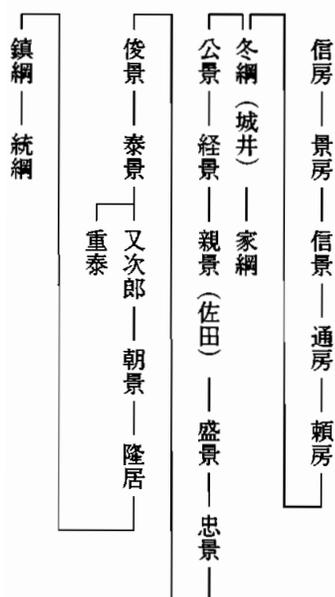
三期に分けてそれぞれの段階における佐田氏の地位の変遷について検討した。

まず、大内時代について、宇佐郡衆は遅くとも文明年間（一四六九～八七）頃には軍事集団としての確認ができる。佐田氏についてはこれより少し前の享徳三年（一四五四）に宇佐郡代に拔擢され、郡内の行政権や検断権を握っている。本稿では郡衆の有力氏族（宇佐大官司庶家安心院氏・大内家重臣飯田氏）を押しつけ、何故佐田氏が郡代になりえたかについて考察した。それは、大内氏の領国支配政策や、在地における豊前の名族宇都宮姓の影響力によるものではないかと推察した。

しかし、郡代たる地位にあった佐田氏も絶対的ではなかった。佐田泰景は、明応八年（一四九九）の大友氏の妙見岳城攻撃の際、開城の

佐田氏系図

（『国史大辞典二』吉川弘文館、一九八〇年より一三二頁参照）



決断を安心院氏や飯田氏と協議して決定している。¹⁶ また、永正十六年（一五一九）泰景は郡代職を安心院氏や時枝氏の「懇望」によって罷免されている。¹⁷ このような事態について、本稿では大内氏郡代の職掌が文官的であるためと考えた。つまり、大内時代の郡代佐田氏は文官ではあっても、郡衆への軍事指揮権を持たない極めて不安定な地位に あったと推測されるのである。

続く大内・大友両属時代では安心院氏の台頭がうかがえる。弘治二年（一五五六）大友家の内紛である小原鑑元・佐伯惟教征伐において、大内・大友両氏はその討伐を要請する文書の宛所において佐田氏と安心院氏を他の郡衆諸氏とは区別しようとした形跡がみられる。¹⁸ これからしばらくの間、大友氏発給宇佐郡衆宛文書にはこの傾向が続く「表¹」。

この状況に変化が見られるのは続く大友時代の永祿年間（一五五八～七〇）である。永祿五年九月十八日の文書を境に宛所に宇佐郡衆諸氏を羅列した文書が減少する。しかしながら、大友氏の宇佐郡衆への軍事要請は佐田氏宛文書を通じて継続されている。本稿ではこの変化について、佐田氏が軍事指揮権を掌握し、郡衆内における地位を相対的に高めたためと理解した。その論拠には永祿八年の検使拔擢と八朔札状にみる秩序がある。

前者については、検使は豊後出身者（多くが譜代層）が任命されるのがほとんどであるのに、²⁰ 郡衆内で佐田氏のみがその要職に拔擢される点から同氏の大友領国内における地位の高さが推測できる。

後者については、八朔の進上品には三ランクあり、それが大友領国内における身分・秩序を規定していたという指摘がある。²¹ このうち佐田氏は最高のランクに位置づけられるという。

このように他氏の諸研究からも永祿年間以降、郡衆内における佐田氏の地位向上がうかがえる。

しかし、本当の意味で佐田氏が「郡衆筆頭」になったのは天正十一年（一五八三）の安心院氏滅亡であろう。安心院氏滅亡には史料から「巷説」が関わっていたことは確実で、その背後には佐田氏の存在が見え隠れする。

ともかくも、第一章では「郡衆筆頭」と呼ばれた佐田氏が段階的に郡衆に対する諸権限を掌握していった過程をみる事ができた。

第二章では前章を離れて、宇佐郡衆を例に郡衆と「方角衆」あるいは「方角之儀」²³との関係について考察した。

その結果、「方角衆」と宇佐郡衆が同一史料上に見える点や、²⁴ 両者のメンバーに重複がみられる点などから「方角衆」を郡衆の別称であると解釈した。

また、名称の使い分けについては「方角衆」の派遣された地域が豊前国内に限られている点から、²⁵ 「方角衆」を「方角之儀」に基づいて出陣を要請された郡衆」の意ではないかとの結論を得た。

【表1】宇佐郡衆受給文書一覧

No.	元号	西暦	日付	受給者	発給者	内容	出典
1	応永年間	1394~1428	8・5	宇佐郡人々中	渋川満頼	佐田親景への合力要請	56
2	文明八	1476	6・13	宇佐郡衆中	大内政弘	馬岳・岩石両城攻めの謝礼	96
3	年未詳		7・16	宇佐郡衆中	大内政弘	奔走を上聞に達す	98
4	文明八	1476	7・23	宇佐郡衆中	大内政弘	除陣合戦の戦功を賞す	99
5	永正七	1510	3・23	佐田泰景	大内義興	「郡内衆」の馳走を賞す	117
6	年未詳		11・1	宇佐郡面々中	大内義隆	妙見岳城防衛を要請	132
7	弘治二	1556	5・7	安心院興生 佐田隆居 其外各中	臼杵鑑統 吉岡長増 田北鑑生 雄城治景 志賀親守	悪党の討ち取りを命ず	167
8	弘治二	1556	5・7	安心院興生 佐田隆居	尾和種親 豊田莫種 右田鑑守	落人討伐協力を要請	168
9	弘治三	1557	3・13	佐田隆居	臼杵鑑統 吉岡長増 田北鑑生 雄城治景	「当郡衆」の合力・妙見岳城 堅守を要請	176
10	弘治三	1557	3・13	佐田隆居 中山弥次郎 矢部鎮高 副鎮安 弥富矩資 恵良鎮盛 橋津英慶 安心院興生	臼杵鑑統 吉岡長増 田北鑑生 雄城治景	妙見岳城堅守を要請	177
11	弘治三	1557	4・3	佐田隆居 恵良鎮常 中山弥次郎 弥富矩資 内尾久重 矢部鎮高 赤尾賢種 深見盛治 副鎮安 恵良鎮盛 斎藤菊千世 時枝鎮繼 橋津英度 飯田長重 安心院興生	臼杵鑑統 吉岡長増 田北鑑生 雄城治景	御両家への忠節を賞す	178
12	年未詳		5・20	佐田隆居	雄城治景 志賀親守	「其外一意之衆」に山田隆朝・ 仲八屋宗種討伐を要請	183
13	弘治三	1557	5・29	宇佐郡各中	田北鑑生 吉岡長増 臼杵鑑統	秋月征伐延引を責める 発奮を促す	185
14	弘治三	1557	5・29	佐田隆居	田北鑑生 吉岡長増 臼杵鑑統	秋月征伐延引を責める 「宇佐郡衆」の発奮を促す	186
15	弘治三	1557	6・20	佐田隆居 矢部鎮高 副鎮安 恵良鎮盛	志賀親守 雄城治景	下毛郡境出陣・軍忠を賞す	190

				橋津英度 安心院興生			
16	弘治三	1557	6・21	佐田隆居	雄城治景 志賀親守	山田・仲八屋勢撃退を賞す	192
17	弘治三	1557	6・24	佐田隆居	白杵鑑統 吉岡長増 田北鑑生	「宇佐郡衆」の山田・仲八屋 勢撃退を賞す	194
18	弘治四	1558	12・1	安心院興生 時枝隆令 橋津英度 飯田長重 佐田隆居	吉岡長増	到津公澄・喜多坊円誓相論の 裁定を社家に申し達すよう要 請	イ
19	永禄元	1558	12・1	佐田隆居 時枝隆令 飯田長重 橋津英度 安心院興生	吉岡長増 田北鑑生 吉弘鑑直 白杵鑑速 志賀親守	到津公澄・喜多坊円誓相論の 裁定を社家に申し達すよう要 請	ロ
20	年未詳		10・1	安心院興生 内尾久重 恵良鎮常 中山左馬助 中山弾正忠 赤尾左近大夫 矢部鎮高 副越中守 弥富右衛門尉 深見盛治 恵良鎮盛 斎藤新四郎 橋津英度 時枝隆令 飯田長重 佐田隆居	吉岡鑑興	門司表での軍忠を賞す	ハ
21	永禄四	1561	11・14	安心院興生 飯田長重 時枝隆令 佐田隆居 其外宇佐郡衆中	大友義鎮	牟人の宇佐郡乱入において 「由布・玖珠・山香之者共」 を差し向ける	227
22	永禄四	1561	11・15	佐田隆居 飯田長重 矢部鎮高 深見盛治 恵良鎮盛 時枝隆令 安心院興生	吉岡鑑興	日田郡帰還を具に披露 「由布・玖珠・山香衆」を 「其堺」へ差し向ける	228
23	永禄四	1561	11・15	佐田隆居 飯田長重 矢部鎮高 深見盛治 恵良鎮盛 時枝隆令 安心院興生	大友義鎮	日田郡帰還を承知 妙見岳城勤番を命ず 「由布・玖珠・山香之者共」 を「其堺」へ派遣	230
24	永禄五	1562	8・9	佐田隆居 安心院興生 其外郡衆中	吉岡宗歎 白杵鑑速 吉弘鑑理	豊前表への出陣を賞す	234

か豊前や肥後にも拡大させ、しばしばの軍役を支える経済的基盤を形成していったという。大友親治（在位一四九六―一五〇一）以降の文書に見える「玖珠郡衆」のなかには、常に野上氏の名がみえ、系図に整合できない者の中に、多くの「鑑」の一字名を持つ者を検出し得たとされている。永祿年間（二五五八―七〇）には大友氏の権力機構中枢にも進出しているという。

また、機を捉えては大友氏の軍勢催促に応じ、大友氏も丁重にこれを把握しようとしているという。大友義鎮發給玖珠郡衆宛書状に「対義鎮閣一段可被頭無二之心底憑存候」とあるのは、大友氏が玖珠郡衆を国衆・国侍として捉え、直臣とは違う捉え方をしようとしていたと解釈されている。これは大友氏の玖珠郡支配が国人層の把握が精一杯であることを物語り、この支配方式的限界こそが「国侍持切の地」という表現になったと理解されている。

(4) 「戦国期豊前国宇佐郡における地域社会論」(福岡大学院論集「三三一―二〇〇〇年」)。論考の主眼は大友氏の対宇佐郡衆政策にある。氏によれば、宇佐郡衆は大内時代に宇佐郡人々として把握され、次第に宇佐郡「衆」としての性格を持ち、郡衆内で「相談」じ、衆として自ら判断・行動する力をつけていったという。

大内氏滅亡後、大友氏配下に入った宇佐郡衆は、永祿年間（二五五八―七〇）頃から大友氏への抵抗（出陣遅延）、自己の名による文書発給など自立的な動きがみられるようになる。

同氏は、このような自立的な宇佐郡衆の存する豊前国に強力な支配体制を確立するため、大友氏は①宇佐郡衆の否定、②無足層の直接掌握という二つの段階を経て果たしていることと理解。

(5) 「大内時代の宇佐郡衆と妙見岳城督」(「研究報告」へ北九州市立自然史・歴史博) 歴史一、二〇〇四年)。論考の主眼は大内時代、天文年間（一五三二―五五）における妙見岳城督の検出にある。宇佐郡衆との経験から杉秀連(天文元)、貫道敦(天文九)、右田興実(天文十三・十七)、杉隆哉(天文二

十二)の四名を検出している。秀連段階では軍事指揮権しか発動しえなかったが、次第に宇佐宮御神事奉行、妙見岳城の修復等を郡衆に命じている点から城督の権限が深化したとされている。

(6) 「室町・戦国期における在地法の二形態―人返し法の検討を中心として―」(「聖心女子大学論叢」三二・三三二号合併号、一九六九年。後に「戦国社会史論」東京大学出版会、一九七四年、に所収)。

(7) 「戦国期大友氏の軍事組織」(「日本史研究」一一八号、一九七一年)。

(8) 「戦国期大友氏と方角衆・方角之儀」(佐藤和彦先生退官記念論文集刊行委員会編「相剋の中世」東京堂、二〇〇〇年、所収。後に三重野誠著「大名領国支配の構造」校倉書房、二〇〇三年、に所収)。

(9) 注(6)に同じ。

(10) 三重野誠著「大名領国支配の構造」(校倉書房、二〇〇三年)第一部第三章、一〇六頁参照。

(11) 渡辺澄夫ほか編「大分の歴史(四) キリシタン大名大友宗麟」(大分合同新聞社、一九七八年)一一二頁参照。

(12) 注(4)一一六頁参照。

(13) 「戦国期における領主制の基盤(上)(下)―豊前国宇佐郡・下毛郡を中心として」(「史潮」九五・九六、一九六六年)。

(14) 「佐田文書」(以下「佐田」と表記)九六・九九号(熊本県史料 中世篇 二、一九六二年、所収)。

(15) 「到津文書」二四二号の一(大分県史料刊行会編「大分県史料(1)」大分県立教育研究所、一九六〇年、所収)。「去享徳三十二年二月廿一、御屋形教弘様御判、同飯田昌秀・右同石見守・内藤駿河守御奉書被成、杉伯耆守宗國・同佐田因幡守(盛景) 遵行」とある。

(16) 「佐田」一一三号。「安心院・飯田申合、一旦遠慮之儀」とある。

(17) 「瀧貞文書」八号(大分県史料刊行会編「大分県史料(8)」大分県立教

- 育研究所、一九五八年、所収)。
- (18) 「佐田」一六七号。宛所が「安心院中務大輔殿・佐田弾正忠殿・其外各中」となっている。
- (19) 「大友家文書録」二、永祿八年十月条(大分県教育委員会編「大分県史料(32)」大分県中世文書研究会、一九八〇年、所収)三二七―三三〇頁参照。
- (20) 注(1) 本論第二編第四章第二節参照。
- (21) 大塚俊司「大友氏家臣団における贈答と秩序」(「古文書研究」第六〇号、二〇〇五年)。
- (22) 「佐田」三〇〇号。「定而巷説等候而、可為如此候敷」とある。
- (23) 注(6) の中で藤木氏は「方角之儀」は「其許の方面に関わる問題である以上、助力あるべきは当然」の意であるとし、三重野氏もこの説に同意されている。
- (24) 「佐田」二四五号。
- (25) 「佐田」二二四・二四四号。
- (26) 「佐田」二二四・二四五号など。